

## ふぐ調理師免許証交付 審査基準

### 【事務の根拠】

○東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一三月三十一日条例第五十一号。以下「条例」という。）第七条第一項知事は、免許を与えたときは、ふぐ調理師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

### 【免許を与えない場合】

○条例第六条

知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者
- 二 未成年者
- 三 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 四 第九条第一項第四号又は第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

### 【免許の申請手続】

○条例施行規則（昭和六十一年六月二十四日規則第百二十三号。以下「規則」という。）第七条

免許は、別記第五号様式によるふぐ調理師免許台帳に記載することにより与える。

2 条例第七条第一項の免許証の交付を申請しようとする者は、別記第六号様式によるふぐ調理師免許証交付申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第三条第一号に掲げる者 ふぐ調理師試験結果通知書又は合格証書の写し、調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し、条例第六条第三号に該当しないことを証明する医師の診断書及び写真（申請前六箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦四.五センチメートル横三.五センチメートルの大きさのもの。以下同じ。）
- 二 条例第三条第二号に掲げる者  
同等以上の試験に合格し免許を受けている旨を証する書類の写し、調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し、条例第六条第三号に該当しないことを証明する医師の診断書及び写真

### 【参考条文】

○条例第三条

ふぐ調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

- 一 知事が行うふぐ調理師試験に合格した者
- 二 道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長を含む。以下同じ。）が行うふぐの取扱いに係る試験で、前号の試験と同等以上のものとして規則で定めるものに合格し、当該道府県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者で、規則でさだめるもの

○条例第九条

知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該免許を取り消すものとする。

四 詐欺その他不正な手段で免許を取得した場合

2 知事は、ふぐ調理師が第十一条の規定に違反した場合は、当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止することができる。

## ○条例第十一条

ふぐ調理師は、ふぐの取扱いに従事するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 食用のふぐ以外の種類のふぐ及び有毒部位（未処理の食用のふぐに含まれるものを除く。）を販売しないこと。
  - 二 ふぐ調理師以外の者に、未処理の食用のふぐを販売しないこと。
  - 三 次条の規定により認証されたふぐ取扱所以外の場所で、ふぐの取扱い（前条第一号及び第三号に掲げる場合を除く。）に従事しないこと。
  - 四 有毒部位を適切に除去し、除去した後の可食部位及び処理に使用した器具は十分に洗浄すること。
  - 五 除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないように施錠できる容器等に保管すること。
  - 六 前号の規定により保管した有毒部位は、焼却等衛生上の危害が生じない方法で処分すること。
  - 七 食用のふぐを凍結する場合は、急速凍結法により行うこと。
  - 八 食用のふぐを解凍する場合は、流水等を用いて迅速に行い、解凍後の食用のふぐは、直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。
  - 九 前各号に掲げるもののほか、ふぐの毒に起因する食中毒を防止するために必要な規則で定める事項
- 2 ふぐ調理師は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

## ○規則第一条の四

条例第三条第二号の規則で定めるものに合格し、当該道府県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者で規則で定めるものは、埼玉県知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行うふぐの取扱いに係る試験（神奈川県知事が行うものにあつては昭和六十二年四月以後、鹿児島県知事が行うものにあつては昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。以下「同等以上の試験」という。）に合格し、当該道府県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の免許を受けている者
- 二 知事が行う条例及びこの規則に関する講習を受講した者

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
(ふりがな)  
申請者 氏名  
生年月日 年 月 日生  
電話番号 ( )

ふぐ調理師免許証交付申請書

東京都ふぐの取扱い規制条例 第3条第1号 の規定により、ふぐ調理師の免許を受けたいので、下記のとおり申請します。  
第3条第2号

記

1 申請資格（該当する資格に○印を付け、詳細を記入してください。）

(1) 東京都ふぐ調理師試験に合格した者

合格年月	年 月
------	-----

(2) 埼玉県知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行う試験に合格し、免許を受けている者

県名	県	試験合格年月	年 月
免許番号	第 号	登録年月日	年 月 日
受講年月日	年 月 日（東京都の受入講習会の受講日を記入してください。）		

2 調理師免許証の番号及び登録年月日

都道府県名	登録年月日	年 月 日
免許番号	第 号	

3 欠格事由の有無（該当する項目に、○を付けてください。）

(1) 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者

該当	ある ・ ない
----	---------

(2) 未成年者

該当	ある ・ ない
----	---------

(3) 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

該当	ある ・ ない
----	---------

(4) 東京都ふぐの取扱い規制条例第9条第1項第4号又は第2項の規定により、免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者

該当	ある ・ ない
----	---------

ある場合は、次の欄についても記入してください。

処分年月日	年 月 日	処分の理由
-------	-------	-------

- 添付書類
- ふぐ調理師試験結果通知書（平成13年度以降実施の試験合格者）若しくは合格証書（平成12年度実施までの試験合格者）又は埼玉県知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事若しくは鹿児島県知事が行う試験に合格し、免許を受けている旨を証する書類の写し
  - 東京都ふぐの取扱い規制条例第6条第3号に該当しないことを証明する医師の診断書
  - 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの）2枚
  - 調理師免許証の写し